

2007年3月29日

千葉県警成田警察署長殿

千葉県警察本部長 殿

デモ警備に対する抗議・申し入れ書

三里塚芝山連合空港反対同盟

(連絡先) 事務局長・北原鉦治

成田市三里塚115

三里塚芝山連合空港反対同盟顧問弁護団

(連絡先) 事務局長・葉山岳夫

東京都港区南青山5丁目10番2号

第2九曜ビル505号

記

三里塚芝山連合空港反対同盟が3月25日に行った「暫定滑走路北延伸阻止、市東さんの農地を守ろう、憲法改悪絶対反対、軍事基地化阻止 全国総決起集会」後のデモ行進に対して、千葉県警の警察機動隊が強引にデモ行進の先頭に割り込んだことによって、反対同盟の整然たるデモ行進が阻害され、大混乱をきたした。これは憲法19条および21条が保障する思想・表現の自由に対する重大な侵害であり、厳重に抗議するとともに二度とこのような不当弾圧を行うことのないように強く申し入れる。

(一) 事実経過

- ① デモ行進の隊列が集会場から道路上に出て反対同盟宣伝カーを先頭に整然と行進を開始しようとした矢先、突然機動隊部隊が反対同盟宣伝カーとデモ隊列の間に割り込んで分断し、行進を妨害した。
- ② 妨害行為に抗議して割り込んだ機動隊員を撤収させたところ今度は、指揮官車と反対同盟宣伝カーとの間に機動隊部隊を割り込ませて、再びデモ行進の進路を妨害した。
- ③ 再度抗議して機動隊の撤収を要求したところ、機動隊員らは抗議するデモ隊列の数名を引き抜き逮捕しようとする暴挙に出たため行進に大混乱をきたした。
- ④ 逮捕弾圧をはね返しデモ行進を整然と開始した直後今度は指揮官車が進行速度を異常に遅らせたことから、東峰十字路付近でデモ隊列が殆ど動けず立ち往生する事態となった。この進路妨害への抗議に対して指揮官車は高圧的に拒絶し再び混乱させた。
- ⑤ その後も指揮官車先導の後に機動隊部隊がデモ隊との間に割り込んでデモ行進を妨害する状態が続いた。
- ⑥ さらに、小見川県道を右折して天神峰団結街道に入ったところ、またも指揮官車並びに機動隊部隊が度々進行スピードを極端に遅らせたため前に進めない状態となって、度々デモ隊を長い間滞留させる事態となった。

(二) デモ行進の妨害行為は、憲法19条及び21条に違反する

以上のようなデモ行進に対する警察・機動隊員らの不当な規制は、憲法に保障されている「思想の自由や、言論・表現の自由」を規制する違反行為であり、明らかに憲法19条および21条に違反する。

通常のデモ行進は、反対同盟宣伝カーを先頭にしてデモ隊列が続き適正な速度で整然と行われる。指揮官車はデモコースを明示するものとして先導する。これまで機動隊員が、デモ隊列の前を制圧してその進行を力づくで押さえ込んで妨害したりして長い間滞留させることはなかった。そもそもデモ行進とは、市民固有の思想・信条・意見の表明を多数人が集団的に行進することで社会に強くアピールするものである。

3・25デモ行進の主体は、反対同盟を先頭とする全国の労働者・農民・学生人民である。ところがこの日は、機動隊がデモ行進の最前列を固めてデモ隊に立ちはだかつて行進を暴力的に牛耳り、恰も機動隊がデモしているかの如くに現象させた。これは明らかに、デモ行進の主体である人民の意思表示を国家権力が政治的に封殺し無力化しようとするものであり、言語道断である。

デモ行進において以上のような思想・表現の禁圧が今後も繰り返されるならば、やがて流血の激突が起こることは避けられない。その責任は、大衆的デモ行進に対する機動隊員らによる暴力的圧殺に全ての原因があることは明らかである。

(三) 車両検問の違法・不当

また県警は集会参加者に対して検問を不当に強制しているが、さらに機動隊員らは運転手以外の乗員全員を車から降ろし、高齢者を含む乗員を徒歩で会場に行かせるという違法・不当な検問を強制している。

降車を拒否すると何十分でも不当にとめられ、後続の車も待たされて通行させない。3月25日にもこのような理不尽なことが強行され、集会参加を著しく妨害する事態が発生した。このような違法・不当な検問は絶対に繰り返してはならない。

(四) 以下3点を強く申し入れる。

- ①デモ隊の前に警察機動隊を割り込ませてデモ隊列の先頭を制圧してはならない。
- ②指揮官車はデモ行進に対して、異常に速度を落としたり長い間滞留させるなどして、デモ行進を妨害してはならない。
- ③任意であるべき車両検問を強制し、乗員を降ろして集会場まで歩かせるなどの規制をしてはならない。

以上